

件名	令和3年度埼玉県立伊奈学園中学校において使用する教科用図書の採択について																																															
提案理由	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第2項及び第3項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、令和3年度に埼玉県立伊奈学園中学校において使用する教科用図書を別紙のとおり採択したいので審議願います。																																															
概要	<p>文部科学大臣の検定を経た中学校用教科用図書10教科16種目69種類（下表参照）の中から、各教科の種目ごとに1種を別紙のとおり採択する。</p> <table border="1" data-bbox="496 922 1367 2007"> <thead> <tr> <th>教科</th> <th>種目</th> <th>種類数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国語</td> <td>国語</td> <td>4種</td> </tr> <tr> <td>書写</td> <td>4種</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">社会</td> <td>社会（地理的分野）</td> <td>4種</td> </tr> <tr> <td>社会（歴史的分野）</td> <td>7種</td> </tr> <tr> <td>社会（公民的分野）</td> <td>6種</td> </tr> <tr> <td>地図</td> <td>2種</td> </tr> <tr> <td>数学</td> <td>数学</td> <td>7種</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">理科</td> <td>理科</td> <td>5種</td> </tr> <tr> <td>音楽（一般）</td> <td>2種</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">音楽</td> <td>音楽（器楽合奏）</td> <td>2種</td> </tr> <tr> <td>美術</td> <td>3種</td> </tr> <tr> <td>保健体育</td> <td>保健体育</td> <td>4種</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">技術・家庭</td> <td>技術・家庭（技術分野）</td> <td>3種</td> </tr> <tr> <td>技術・家庭（家庭分野）</td> <td>3種</td> </tr> <tr> <td>外国語</td> <td>英語</td> <td>6種</td> </tr> <tr> <td>特別の教科 道徳</td> <td>道徳</td> <td>7種</td> </tr> <tr> <td>10教科</td> <td>16種</td> <td>69種</td> </tr> </tbody> </table>	教科	種目	種類数	国語	国語	4種	書写	4種	社会	社会（地理的分野）	4種	社会（歴史的分野）	7種	社会（公民的分野）	6種	地図	2種	数学	数学	7種	理科	理科	5種	音楽（一般）	2種	音楽	音楽（器楽合奏）	2種	美術	3種	保健体育	保健体育	4種	技術・家庭	技術・家庭（技術分野）	3種	技術・家庭（家庭分野）	3種	外国語	英語	6種	特別の教科 道徳	道徳	7種	10教科	16種	69種
教科	種目	種類数																																														
国語	国語	4種																																														
	書写	4種																																														
社会	社会（地理的分野）	4種																																														
	社会（歴史的分野）	7種																																														
	社会（公民的分野）	6種																																														
	地図	2種																																														
数学	数学	7種																																														
理科	理科	5種																																														
	音楽（一般）	2種																																														
音楽	音楽（器楽合奏）	2種																																														
	美術	3種																																														
保健体育	保健体育	4種																																														
技術・家庭	技術・家庭（技術分野）	3種																																														
	技術・家庭（家庭分野）	3種																																														
外国語	英語	6種																																														
特別の教科 道徳	道徳	7種																																														
10教科	16種	69種																																														

(義務教育指導課)

令和3年度使用伊奈学園中学校用教科用図書採択一覧

教科	種目	発行者	書名
国語	国語	光村	国語
	書写	光村	中学書写
社会	社会（地理的分野）	帝国	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
	社会（歴史的分野）	育鵬社	〔最新〕新しい日本の歴史
	社会（公民的分野）	育鵬社	〔最新〕新しいみんなの公民
	地図	帝国	中学校社会科地図
数学	数学	数研	日々の学びに数学的な見方・考え方をはたらかせる これからの数学
理科	理科	東書	新しい科学
音楽	音楽（一般）	教芸	中学生の音楽
	音楽（器楽合奏）	教芸	中学生の器楽
美術	美術	日文	美術
保健体育	保健体育	大修館	最新 中学校保健体育
技術・家庭	技術・家庭（技術分野）	開隆堂	技術・家庭 技術分野
	技術・家庭（家庭分野）	開隆堂	技術・家庭 家庭分野
外国語	英語	開隆堂	SUNSHINE ENGLISH COURSE
特別の教科 道徳	道徳	廣あかつき	中学生の道徳

## 教科用図書発行者一覧

発行者の略称	発行者
東書	東京書籍株式会社
大日本	大日本図書株式会社
教図	教育図書株式会社
開隆堂	開隆堂出版株式会社
学図	学校図書株式会社
三省堂	株式会社三省堂
教出	教育出版株式会社
教芸	株式会社教育芸術社
光村	光村図書出版株式会社
帝国	株式会社帝国書院
大修館	株式会社大修館書店
啓林館	株式会社新興出版社啓林館
山川	株式会社山川出版
数研	数研出版株式会社
日文	日本文教出版株式会社
学研	株式会社学研教育みらい
自由社	株式会社自由社
育鵬社	株式会社育鵬社
学び舎	株式会社学び舎
廣あかつき	廣濟堂あかつき株式会社
日科	日本教科書株式会社

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抄）

昭和三十八年法律第百八十二号

第三章 採択

（教科用図書の採択）

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

（同一教科用図書を採択する期間）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抄）

昭和三十九年政令第十四号

（同一教科用図書を採択する期間）

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

昭和三十一年法律第百六十二号

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限  
（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。  
六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。